

平成30年8月24日

各 位

香川県高松市鍛冶屋町7番地12
穴吹興産株式会社
代表取締役社長 穴吹 忠嗣
(コード番号 8928 東証第一部)
問い合わせ先 専務取締役 富岡 徹也
管理本部長
電話番号 087(822)3567

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年9月21日開催予定の第55期定時株主総会にて、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 重複する事業目的を削除するとともに、事業内容の多角化に対応するため、事業目的を追加するものであります。(変更案第2条)
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。(変更案第33条及び第34条)

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成30年9月21日(予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成30年9月21日(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 2 条 (目 的)</p> <p>当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(12) (条文省略)</p> <p>(13)貸ビル、ホテル、飲食店及び駐車場等の 経営ならびに管理 (新 設)</p> <p>(14)～(30) (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 2 条 (目 的)</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>(1)～(12) (現行どおり)</p> <p>(13)ホテル、<u>旅館、簡易宿所</u>、飲食店及び駐 車場等の経営ならびに管理</p> <p><u>(14)住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、 住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業</u></p> <p><u>(15)～(31)</u> (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 33 条 (選任方法)</p> <p style="text-align: right;">(条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>第 34 条 (任期)</p> <p style="text-align: right;">(条文省略)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 33 条 (選任方法)</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>3. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4. 前項の補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 34 条 (任期)</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>但し、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>